



指名停止処分について

1 趣 旨

富士通株式会社、日本電気株式会社は遅くとも平成23年4月1日以降、東京電力が競争見積等の方法で発注した、特定電力保安通信用機器について、公共の利益に反して、機器の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していたとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）違反で、平成28年7月12日に公正取引委員から、富士通株式会社は排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、日本電気株式会社は違反業者として公表された。

このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するので同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業 者 名	所 在 地	指名停止期間
富士通株式会社 代表取締役 田中 達也	神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	平成28年8月5日 ～平成28年11月4日（3か月間）
日本電気株式会社 代表取締役 新野 隆	東京都港区芝5-7-1	平成28年8月5日 ～平成28年11月4日（3か月間）

【担当課】

坂出市 総務部 総務課 契約係

担当者 福家 浩文

TEL 0877-44-5002 （内線143）

FAX 0877-46-4056

